

相馬市告示第 84 号

相馬市下水道工事指定店規則（平成 13 年相馬市規則第 5 号）第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、相馬市下水道工事指定店として下記のとおり異動したので告示する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

相馬市長 阿部 勝弘

記

（ 新 ）
指 定 番 号 第 67 号
工事指定店名 株式会社 MYS
工 事 指 定 店 相馬市石上字宝田 4 3 番地の 1
の 所 在 地
代 表 者 氏 名 代表取締役 湊 尚哉

（ 旧 ）
指 定 番 号 第 67 号
工事指定店名 株式会社 MYS
工 事 指 定 店 相馬市中村字泉町 8 番地の 1 5
の 所 在 地
代 表 者 氏 名 代表取締役 湊 尚哉